



視察報告

立憲・国民・無所属の会さいたま市議団は、さいたま市への政策提言を行うため、

政務活動費を使用した視察を適宜行なっています。

視察を通じ、どんな知見が得られ、

それをさいたま市にどのように反映していくかについて市民の皆様への説明責任を果たすべく、

本ホームページ上で視察報告を公表します。

「会派合流・会派名変更前のデータも公表しています。」

2009/08/04

【民主党 さいたま市議団】北九州市視察報告

北九州市視察

<視察先>

北九州市

<日 程>

2009年7月27日（月）～28日（火）

<参加者>

細川邦子・高柳俊哉・土井裕之・熊谷裕人・阪本克己・丹羽宝宏・高木真理

1、予算編成過程の公開

<目 的>

予算編成過程の公開が市長マニフェストにもある中、今年度の本市予算編成作業前に先進市の実施事例について研究する。

<説 明>

- 1) 北九州市財政課 兼尾氏（係長）・小矢氏より説明
- 2) 北九州市会の会派「ハートフル北九州」所属議員より説明

<北九州における実施状況>

- 札幌市を手本とし、同様に実施。[各局の要望につき大型事業を抜き出してそのまま市民に提示→パブコメ（正確には「パブコメに準ずる方法」）→パブコメの反映→予算案]という手順を踏んでいる。
- 予算作成スケジュールに例年との変化はなし。通常のスケジュールに合わせて公開に関する作業も行っている。
- 実施年度はH20年度予算とH21年度予算であるが、それぞれのパブコメ件数は279件、19件であった。尚、初年度は市長のタウンミーティングのテーマとして扱い、制度の周知と内容の説明を行っている。

<感 想>

- 大変意義深い取り組みであるが、市民の関心が低く、議会の反応もさほどないようなので、生かし方が必要と感じた。
- 市民にはなかなか公開されている資料の読みこなしが難しいと思われ、説明などの補足が重要と感じた。タウンミーティングも一つであるし、各議員がそれぞれ有権者に説明することなども一つであろう。
- 編成過程の公開に関する事務作業が増える為、担当職員の負担が重くなるが、北九州では補助人員を含め、増員はなかった。本市で実施する際には、この点の配慮が必要ではないか。また、市民の意見収集については、パブコメの形でなくてもいいのではないか。それだけでも事務量がだいぶ減る。
- 行政側の予算編成過程の公開が進む中で、議会側の会派別予算要望の透明化が図られていないことは問題であり、こちらの情報公開も必要である。

2、自治基本条例の制定

<目 的>

さいたま市でも制定予定の自治基本条例について、政令指定都市の中での最新策定過程にある北九州市の事例に学び、本市での策定に役立てたい。

<担 当>

総務市民局総務部事務改善担当課長、総務部総務課自治基本条例担当課長から説明を受けた。

<取り組みの経緯と今後>

北橋市長がマニフェストに「市民自治基本条例を制定します」を掲げて当選。学識経験者や公募市民ら15名からなる「北九州市自治基本条例検討委員会」を設置し、検討を重ね、2009年6月29日に最終報告書を提出したところ。

検討過程では、市民を対象に、出前講演・出前トーク、市民意識調査、タウンミーティング、自治基本条例フォーラム、市政モニターアンケート、中間報告会の開催などを行うと共に、幹事長会議や各会派説明会など市議会との協議、職員向け説明などを実施した。

2010年2月議会に上程を目指している。

<最終報告概要と特徴>

前文及び全8章から構成されている。各章のタイトルは、総則・市民・議会・市長等・市政運営・コミュニティ・国や他の自治体等との関係・条例実効化の措置となっている。

特徴としては、「誇りをもって、ここ北九州で暮らし、生きていきたい。」からはじまる前文は市民委員の意見をもとに条例の必要性を簡潔に表現されている。「市民」の定義を幅広くして市外からの通勤・通学者のみならず不動産所有者を含めた点。市民の一員として「子どもの権利」を明記している点。職員は「市民自治を支えるコーディネーター」として位置づけている点は注目される。また、他の自治体等との関係において、「アジアを始めとする海外の自治体等と交流、協力、連携に努める」とあるのは、国際都市らしさを示しているものとして興味深い。

<感 想>

市長等の就任時の宣誓の規程は、ニセコの条例にならったものであるが、条例の“実効性の担保”という意味をこめてとの説明は興味深かった（神奈川県の大和市は市長交代で条例が事実上、“骨抜き”になっており、そうした事態への抑止をこめて）。さいたま市では、現在、議会基本条例を策定中である。また、市長公約として自治基本条例策定がうたわれており、政令市の先行事例として北九州市は参考となるものである。

自治基本条例に執行部提案として、最初から議会条項が組み込まれていることについて、議会内に様々な意見があると説明されたが、議会基本条例を先行させたさいたま市においても、自治基本条例との関係性がひとつの争点となるものと思われる。今後、本市での条例制定に向けた動きにおいて、議会の特別委員会設置も視野に入れて、検討していきたい。